



# 宮 崎 県 公 報

令和8年3月16日(月曜日) 第696号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 64,800円

## 目 次

### 規 則

|  |   |
|--|---|
| ○都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(都市計画課) 1 | 頁 |
| ○都市公園条例施行規則の一部を改正する規則…( “ ” ) 1            |   |
| <b>告 示</b>                                 |   |
| ○宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示……(管理課) 6            |   |

|  |  |
|--|--|
| ○都市計画事業の変更の認可(2件)……………(都市計画課) 7                      |  |
| <b>公 告</b>   |  |
| ○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……(農村整備課) 7                      |  |
| ○飼料の検査結果の概要の公表……………(畜産振興課) 8                         |  |
| ○くろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………(漁業管理課) 8 |  |
| <b>県議会告示</b>   |  |
| ○宮崎県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示……………8                  |  |

## 規 則

都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。  
令和8年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第6号

#### 都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

都市公園条例の一部を改正する条例(令和7年宮崎県条例第59号)の施行期日は、令和8年3月21日とし、同条例附則第1号に掲げる規定の施行期日は、令和8年3月18日とする。

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第7号

#### 都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市公園条例施行規則(昭和61年宮崎県規則第13号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後                           |                  |   |         |     |  |  |      |                  |   |                               |     |  |
|---|-------------------------------|------------------|---|---------|-----|--|--|------|------------------|---|-------------------------------|-----|--|
| <p>(広告物掲出の基準)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前条各号に掲げる公園施設において広告物を掲出することができる場所は、次の表の左欄に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所に限るものとする。ただし、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を考慮して、知事が支障ないと認める場合にあっては、この限りでない。</p> <table border="1"> <tr> <th>公園施設</th> <th>広告物を掲出することができる場所</th> </tr> <tr> <td>1 軟式野球場、運動広場、サッカー場、ラグビー場、補助球技場、第二陸上競技場、第三競技場及び庭球場</td> <td>ア・イ [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 [略]</p> | 公園施設                          | 広告物を掲出することができる場所 | 1 軟式野球場、運動広場、サッカー場、ラグビー場、補助球技場、第二陸上競技場、第三競技場及び庭球場 | ア・イ [略] | [略] |  | <p>(広告物掲出の基準)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前条各号に掲げる公園施設において広告物を掲出することができる場所は、次の表の左欄に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所に限るものとする。ただし、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を考慮して、知事が支障ないと認める場合にあっては、この限りでない。</p> <table border="1"> <tr> <th>公園施設</th> <th>広告物を掲出することができる場所</th> </tr> <tr> <td>1 軟式野球場、運動広場、サッカー場、ラグビー場、補助球技場、第二陸上競技場、第三競技場及び庭球場</td> <td>ア・イ [略]<br/><u>ウ 庭球場管理棟の内部</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 [略]</p> | 公園施設 | 広告物を掲出することができる場所 | 1 軟式野球場、運動広場、サッカー場、ラグビー場、補助球技場、第二陸上競技場、第三競技場及び庭球場 | ア・イ [略]<br><u>ウ 庭球場管理棟の内部</u> | [略] |  |
| 公園施設  | 広告物を掲出することができる場所              |                  |   |         |     |  |  |      |                  |   |                               |     |  |
| 1 軟式野球場、運動広場、サッカー場、ラグビー場、補助球技場、第二陸上競技場、第三競技場及び庭球場   | ア・イ [略]                       |                  |   |         |     |  |  |      |                  |   |                               |     |  |
| [略]   |                               |                  |   |         |     |  |  |      |                  |   |                               |     |  |
| 公園施設  | 広告物を掲出することができる場所              |                  |   |         |     |  |  |      |                  |   |                               |     |  |
| 1 軟式野球場、運動広場、サッカー場、ラグビー場、補助球技場、第二陸上競技場、第三競技場及び庭球場   | ア・イ [略]<br><u>ウ 庭球場管理棟の内部</u> |                  |   |         |     |  |  |      |                  |   |                               |     |  |
| [略]   |                               |                  |   |         |     |  |  |      |                  |   |                               |     |  |

|   |  |
|---|--|
| <p>(開業時間)<br/>第12条 有料公園施設の開業時間は、午前9時から午後5時まで（補助球技場、庭球場、武道館、硬式野球場、屋内運動場、屋内走路及び駐車場にあっては、午前9時から午後10時まで）とする。</p> <p>2 [略]</p>                                 | <p>(開業時間)<br/>第12条 有料公園施設の開業時間は、午前9時から午後5時まで（補助球技場、<u>陸上競技場</u>、庭球場、武道館、硬式野球場、屋内運動場、屋内走路及び駐車場にあっては、午前9時から午後10時まで）とする。</p> <p>2 [略]</p> |
| <p>別記様式第11号（その5）を別記様式第11号（その6）とし、別記様式第11号（その4）を別記様式第11号（その5）とし、別記様式第11号（その3）を別記様式第11号（その4）とし、別記様式第11号（その2）を別記様式第11号（その3）とし、別記様式第11号（その1）の次に次の1様式を加える。</p> |  |

様式第 11 号 (その 2) (第 14 条関係)

有料公園施設利用許可申請書 (庭球場)

年 月 日

宮崎県知事 殿  
(指定管理者 様)

住所又は所在地  
ふりがな  
氏名又は名称 電話  
性 別 (男・女)  
生 年 月 日 年 月 日  
利用中の責任者氏名 電話

都市公園条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり利用の許可を申請します。

|             |                       |                                       |                                     |  |
|-------------|-----------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 利用目的        |                       |                                       |                                     |  |
| 入場料徴収       | 1 有 2 無               |                                       |                                     |  |
| 催物の種類       | 1 アマチュアスポーツ 2 その他 ( ) |                                       |                                     |  |
| 利用者数及び利用者区分 | 利用者数計名                | 1 一般 ( ) 名                            | 2 高校生 ( ) 名                         | 3 中学生 ( ) 名                                    |
|             |                       | 4 小学生 ( ) 名                           | 5 幼児 ( ) 名                          |  |
| 利用期日        | 年 月 日 ~ 年 月 日         |                                       |                                     |  |
| 利用施設及び利用時間等 | 施設・設備                 | 利用区分等                                 | 利用時間                                | 冷暖房利用  |
|             | 屋外コート                 | 利用コート番号 ( )<br>※コート番号は 1~18           | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 | /  |
|             | 屋外コート照明設備             | 全灯・5/8 灯・5/12 灯                       | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 | /  |
|             | 屋内コート                 | 利用コート ( )<br>※コート番号は A~F              | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 | ※10 月~5 月のみ<br>簡易空調利用台数 ( ) 台<br>※6 月~9 月は全台稼働 |
|             | 屋内コート照明設備             | 全灯・5/8 灯・5/12 灯                       | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 | /  |
|             | 会議室                   | 会議室 1・会議室 2・<br>会議室 3・会議室 4・<br>会議室 5 | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 | 冷房利用 有・無<br>暖房利用 有・無                           |
|             | 多目的スペース               | 多目的スペース 1・<br>多目的スペース 2・<br>多目的スペース 3 | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 | 冷房利用 有・無<br>暖房利用 有・無                           |
|             | 放送器具                  | 固定式・移動式                               | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 | /  |
|             | 持込電気器具用電気             | /                                     | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 | /  |

※使用料 (利用料金) 円 ※減 免 理 由

※受付年月日 年 月 日 ※許可年月日 年 月 日 ※許可番号

- (注) 1 必要事項を記入の上、該当するものの区分又は記号を○で囲んでください。  
2 ※印の欄は、記入しないでください。  
3 申請者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

別紙

役 員 名 簿

法人名： \_\_\_\_\_

| 役職名 | フリガナ名<br>氏 名 | 性 別 | 生年月日                 |
|-----|--------------|-----|----------------------|
|     |              | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成<br>年 月 日 |
|     |              | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成<br>年 月 日 |
|     |              | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成<br>年 月 日 |
|     |              | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成<br>年 月 日 |
|     |              | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成<br>年 月 日 |
|     |              | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成<br>年 月 日 |
|     |              | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成<br>年 月 日 |
|     |              | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成<br>年 月 日 |
|     |              | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成<br>年 月 日 |
|     |              | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成<br>年 月 日 |

- (注 1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。
- (注 2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

別記様式第12号(その5)を別記様式第12号(その6)とし、別記様式第12号(その4)を別記様式第12号(その5)とし、別記様式第12号(その3)を別記様式第12号(その4)とし、別記様式第12号(その2)を別記様式第12号(その3)とし、別記様式第12号(その1)の次に次の1様式を加える。

## 様式第12号(その2)(第15条関係)

## 有料公園施設利用許可書(庭球場)

シレイ番号

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

都市公園条例施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり許可します。

宮崎県知事

(指定管理者)

印

印

|             |  |                                    |                                     |  |
|-------------|--|------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 利用目的        |  |                                    |                                     |  |
| 入場料徴収       | 1 有 2 無  |                                    |                                     |  |
| 催物の種類       | 1 アマチュアスポーツ 2 その他( )   |                                    |                                     |  |
| 利用者数及び利用者区分 | 利用者数計名   | 1 一般( )名                           | 2 高校生( )名                           | 3 中学生( )名                                |
|             |  | 4 小学生( )名                          | 5 幼児( )名                            |  |
| 利用期日        | 年 月 日 ~ 月 日  |                                    |                                     |  |
| 利用施設及び利用時間等 | 施設・設備  | 利用区分等                              | 利用時間                                | 冷暖房利用                                    |
|             | 屋外コート  | 利用コート番号( )<br>※コート番号は1~18          | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 |  |
|             | 屋外コート照明設備  | 全灯・5/8灯・5/12灯                      | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 |  |
|             | 屋内コート  | 利用コート( )<br>※コート番号はA~F             | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 | ※10月~5月のみ<br>簡易空調利用台数( )台<br>※6月~9月は全台稼働 |
|             | 屋内コート照明設備  | 全灯・5/8灯・5/12灯                      | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 |  |
|             | 会議室  | 会議室1・会議室2・<br>会議室3・会議室4・<br>会議室5   | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 | 冷房利用 有・無<br>暖房利用 有・無                     |
|             | 多目的スペース  | 多目的スペース1・<br>多目的スペース2・<br>多目的スペース3 | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 | 冷房利用 有・無<br>暖房利用 有・無                     |
|             | 放送器具   | 固定式・移動式                            | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 |  |
|             | 持込電気器具用電気  |                                    | 時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分<br>時 分 ~ 時 分 |  |
| 使用料(利用料金)   | 円  |                                    |                                     |  |
| 注意事項        | 1 都市公園条例、都市公園条例施行規則等を遵守してください。<br>2 許可書を庭球場係員に提示してから利用してください。<br>3 関係者の自動車は、必ず駐車場に止めてください。<br>4 前3項に違反するときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることがあります。この場合、既納の使用料(利用料金)は、還付しません。 |                                    |                                     |  |

## 附 則

この規則は、令和8年3月21日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、令和8年3月18日から施行する。

告 示

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

令和8年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 182号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款（平成8年宮崎県告示第 515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [ ] 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）、[ ] 監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者補佐（同条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> | <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [ ] 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）、[ ] 監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者補佐（同条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者から</p> |

(前金払及び中間前金払)

第34条 [略]

2～5 [略]

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条、第41条及び第52条において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

7～9 [略]

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

の意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(前金払及び中間前金払)

第34条 [略]

2～5 [略]

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条、次条、第40条、第41条及び第52条において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

7～9 [略]

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金(中間前払金を除く。)をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 183号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第1項の規定により、令和3年宮崎県告示第 319号による宮崎広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宮崎広域都市計画下水道事業 宮崎公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和42年8月22日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

宮崎県告示第 184号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第1項の規定により、令和3年宮崎県告示第 320号による田野都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
田野都市計画下水道事業 宮崎市田野公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成6年9月22日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第48条第9項において準用

する同法第10条第1項の規定により、高千穂土地改良区（高千穂町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和8年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、収去飼料の栄養成分に関する検査の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和8年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 製造事業場等の名称及び所在地           | 収去場所 | 飼料の名称              | 製造年月    | 試験項目                               | 違反の有無及び違反の内容 |
|--------------------------|------|--------------------|---------|------------------------------------|--------------|
| 株式会社コムテック 第2 TMRセンター 都城市 | 同左   | Mステップ              | 令和7年10月 | 栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無            |
| 株式会社科学飼料研究所 日向工場 日向市     | 同左   | ピグラッシュ2、ピグラッシュ3    | 令和7年10月 | 栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無            |
| 株式会社阿部商店 九州支店 都城市        | 同左   | 牧草1、牧草2、牧草3、牧草4    | 令和7年10月 | 栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無            |
| 宮崎ひでじビール株式会社 本社工場 延岡市    | 同左   | 愛豚パワーEX、ビールかすサイレージ | 令和7年11月 | 栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無            |
| 株式会社宮崎サンエフ 児湯郡川南町        | 同左   | 3 F M I X          | 令和7年12月 | 栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 無            |

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を令和8年2月27日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 くろまぐろ（大型魚）

| 知事管理区分                       | 数量     |
|------------------------------|--------|
| 宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から12月まで） | 44.0トン |
| 宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（1月から3月まで）  | 11.7トン |
| 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）  | 6.7トン  |
| 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで） | 4.2トン  |

### 県議会告示

宮崎県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和8年3月16日

宮崎県議会議長 外山 衛

#### 宮崎県議会告示第1号

##### 宮崎県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県議会事務局の組織等に関する規程（昭和25年議会事務局規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| 第4条 [略]<br>総務課<br>(1)～(10) [略]<br>(11) 議長会議及び事務局長会議に関すること。<br>(12)～(22) [略] | 第4条 [略]<br>総務課<br>(1)～(10) [略]<br><u>(11)～(21)</u> [略] |

|  |  |
|--|--|
| <p>議事課<br/>[略]<br/>政策調査課<br/>(1)～(5) [略]</p> | <p>議事課<br/>[略]<br/>政策調査課<br/>(1)～(5) [略]<br/>(6) 議長会議及び事務局長会議に関すること。</p> |
| <p>附 則<br/>この告示は、令和8年4月1日から施行する。</p>         |  |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|